

事務連絡  
令和8年3月23日

建設業労働災害防止協会 東京支部  
支部長 松井隆弘 殿

東京労働局労働基準部安全課長

建設工事等におけるガスパ이프損傷及び一酸化炭素中毒等による労働災害の防止について（要請）

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」という。）第355条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対しガスパ이프損傷による労働者への危害を防止するための措置が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」をもって、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しています。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成10年6月1日付け基発第329号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」をもって、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指導しています。

今般、経済産業省産業保安グループガス安全室長から厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長宛て、別添のとおり建設工事等におけるガスパ이프損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガスパ이프損傷事故による労働災害を防止するため、別添の要請内容について、傘下の会員事業場等への周知等の御協力をお願いいたします。



経済産業省

20260302保局第1号  
令和8年3月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

## 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガス管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガス管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガス管を損傷した後、ガス管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

### 記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガス管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合がありますため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

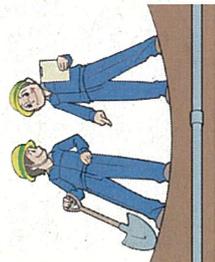
# ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかりと確認。  
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

## Point 1

### 工事前に必ず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



## Point 2

### 不明な場合は ガス事業者へ連絡!

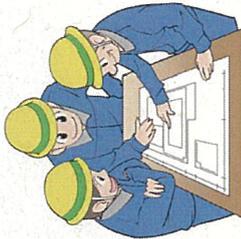
ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



## Point 3

### 情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



# 敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



工事の前に  
ガス管の確認、  
忘れてませんか?

必ず  
確認!



ガスの事故がなくなるといって皆様のご理解とご協力をお願いします。





ガスの  
あんしん  
合い言葉

# ちよつと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水  
工事などをはじめめる前に  
ガス管の位置確認を!

## 《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを  
必ず確認してください。

## 《ガス管近傍で工事を行う場合》

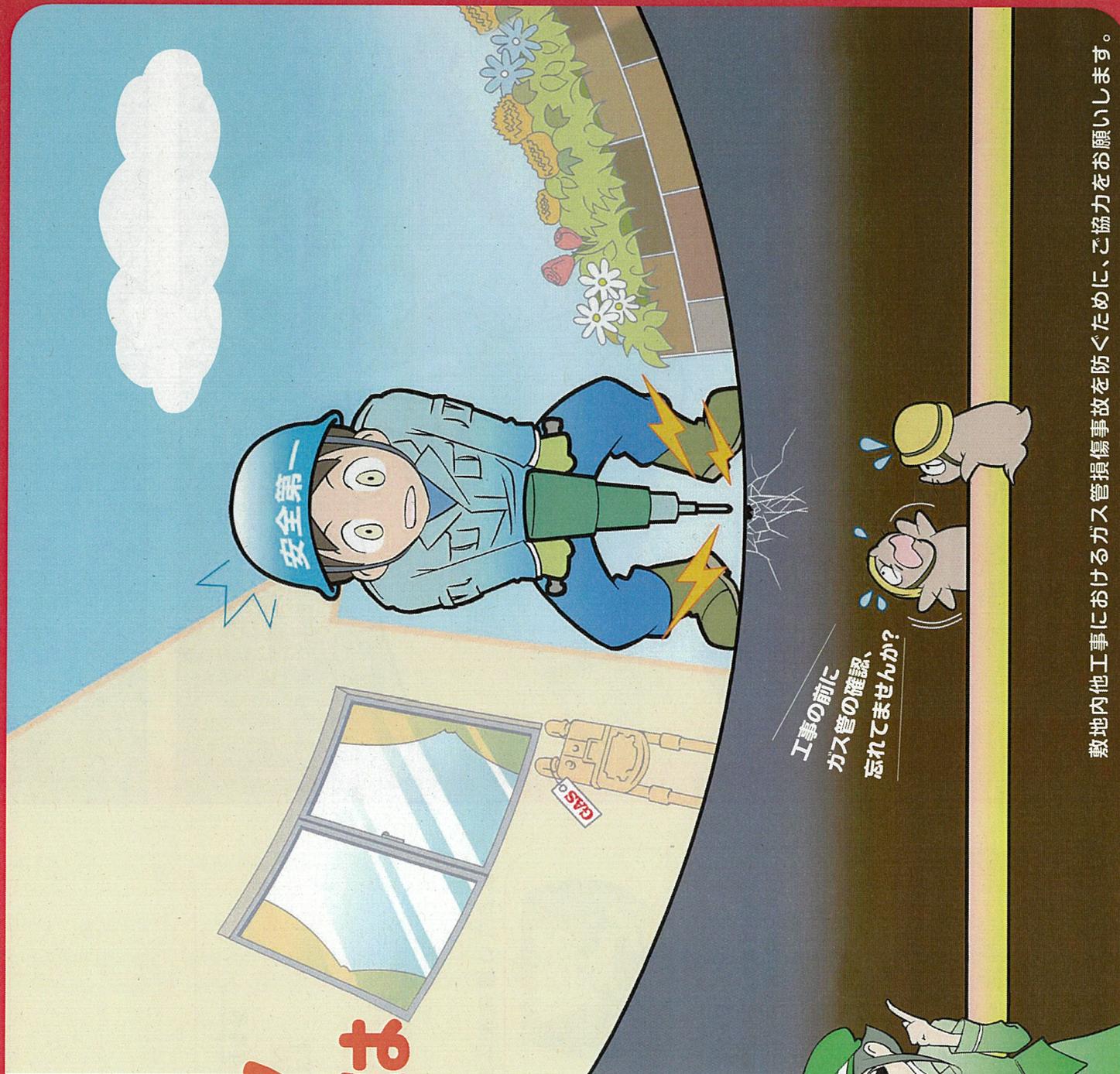
あくまでも慎重に作業を進めてください。

## 《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

## 《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、  
すぐにガス業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いいたします。

ガス管損傷事故  
防止のため、

毎日!

# 工事の安全 チェック

毎日、工事の前にしっかりチェック!  
作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

## 〈チェック項目〉



### 工事前に必ず確認!

- ☑ 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ☑ ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ☑ ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。



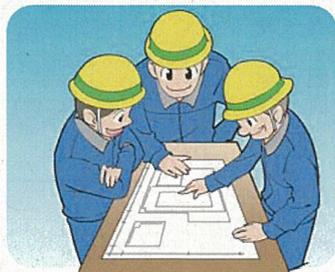
### 不明な点はガス事業者へ確認!

- ☑ ガス管の位置や深さが不明な場合。
  - ☑ ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
  - ☑ ガス管にガスが通じているか不明な場合。
  - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



### 工事はあくまでも慎重に!

- ☑ 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。



### 作業員全員で情報共有を!

- ☑ ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

# ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから **日本ガス協会** **検索**  
<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>

**step 1** 左上のメニューボタンから「ガス管調査窓口検索」を選びます。

**step 2** 検索したい都道府県または市名、郡名を入力し「検索する」をクリック。

**step 3** 検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。  
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

万一、ガス管を  
 損傷して  
 しまったら...

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —  
 ガス管損傷による事故を起こすと、

## ケガ・火傷

のほか、

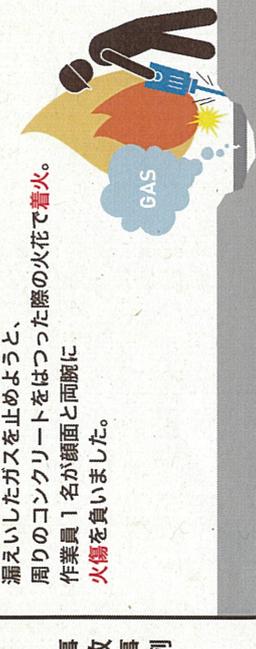
## 火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

## 工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、  
 会社に損失が生じることになります。

# 必ずやるう>>>安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
<b>工事前確認</b>	<p><b>道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう</li> </ul> <p><b>敷地内</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など）</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
<b>工事時確認（現場確認）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手廻りで行いましょう</li> </ul> <p>※【埋設ガス管の標示例】</p>  <p>埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています。材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 作業対象にガスメーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</li> </ul> <p>注意！</p>  <p>ガスメーターが撤去済でもガス配管の切断処理をするまでは配管にはガスが通じています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>  <p>掘出ガス管の標示例</p>  <p>コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</p>
<b>事故事例</b>	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> 	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事は多額の損害賠償を請求されました。</p> 	<p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。</p> 

# 経済産業省

20260302保局第2号  
令和8年3月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、塗装工事業者等（外壁工事含む。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

別添

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による  
一酸化炭素中毒事故等の防止について

住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞されることにより発生する不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故が発生しています。こうした事故は消費者の生命に大きく関わる事故であるため、経済産業省としては事故防止に必要な対策をとるよう、塗装事業者等に周知・啓発することとしています。

最近の事例では、高層建物における外壁工事中に、需要家宅のベランダに設置されていた瞬間湯沸器の給排気口付近に、ビニールに入った網戸が立てかけられ、給排気口が塞がれたことから、給気・排気経路を介して室内に排ガスが流入し、需要家1名が一酸化炭素中毒となった事故（2025年2月）がありました。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、下記の注意喚起を行います。

記

1. 養生の有無にかかわらず、ガス機器の給気・排気部及びその周辺（給排気口付近等）を塞がないこと。
2. 工事等を行う上でガス機器の給気・排気部の機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該ガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかにガス機器の給気・排気部及びその周辺に物品が残置されていないことを確認し、速やかに原状回復を行うこと。

(別添)

・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

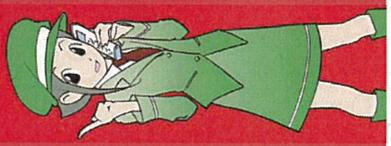
代表電話：03-3501-1511

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

外壁塗装工事・外壁清掃工事・増改築工事をされる工事会社さまへ

「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの異常を感じたら、**すぐガス事業者へ連絡を!**



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、ガス臭等が発生した場合は、直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を!

- お名前
- ご住所
- ご近所の目標
- その場の状況

ガスの事故がなくなるといって、皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全  
<http://www.meti.go.jp/>  
検索



お問い合わせは

工事の際に、やむをえず排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、**入居者の方にガスの使用禁止をお願いしてください。**



外壁塗装工事・  
外壁清掃工事・  
増改築工事をされる  
工事会社さまへの

**お願い。**



外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・  
屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは**入居者の方に**

# ガスの使用禁止をお願いしてください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され  
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、  
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



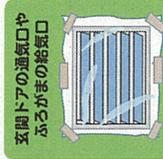
排気筒トップ(FE)または  
給排気筒トップ(FF)



BFがまの給排気筒トップ



換気扇の  
クエーザーカバー



玄関ドアの換気口や  
ふろがまの給気口



屋外式給湯器

## 入居者の方にガスの使用禁止のお願い



はい、  
わかりました

管理人さまにもお打合せを  
共同住宅の塗装等で工期が長くなる  
場合には、管理人さまとの打合せの  
上、ガス機器の使用制限等について  
掲示板および回覧板等でお知らせし  
てください。

予定今  
塗装工事中のため  
ガス機器は  
使わないでください



作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



給排気筒トップを  
ビニール等で覆う

## ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な  
ケース1

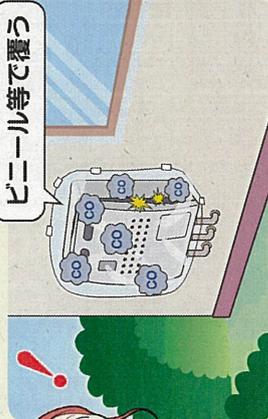
不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



ビニール等  
で覆う

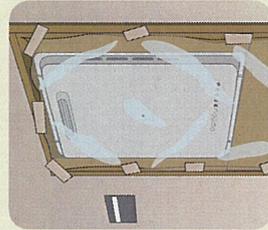
危険な  
ケース2

ガス機器の故障の  
原因になります。



ビニール等で覆う

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留  
してしまい、運轉点火操作により着火すると  
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。



ご担当者様

日頃から労働基準行政にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

今年度、建設業関係を担当しております、厚生労働省 東京労働局労働基準部安全課 産業安全専門官の小関（おぜき）と申します。よろしくお願いたします。

※ 令和8年度も担当予定です。事前に共有いただいておりますご担当者様に変更が生じるときは下記メールアドレス宛てご連絡をお願いします。

今回ご要請させていただいた各種文書や参考資料につきましては東京労働局公式Webサイトに掲載いたしますのでご活用ください。

URL

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kyoku\\_oshirase/roudou\\_kijun/kensetu2023.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/kensetu2023.html)

二次元バーコード



厚生労働省 東京労働局

建設業の安全衛生対策

建設業の安全衛生対策の推進について

建設業における労働災害による死亡者数は、全産業の約3割を占めています。特に「墜落・転落」によるものが約3割を占め、最多となっており、「墜落・転落」を中心に、労働安全衛生法令、通達、事務連絡等に基づく労働災害防止対策が求められます。

このような中、東京労働局では、第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度から2027年度まで）を策定し、建設業における労働災害の減少に向け、建設業の安全衛生対策を推進しています。

クリックすると該当の項目にスクロールします。

- 改正情報・通達
- 災害防止要請など
- 再発防止協議会
- 労働安全トップセミナー（既開住宅工事業）

労働安全衛生法令（建設安全）の改正関連情報、通達、事務連絡等

通達等一覧 過去ページはこちら

建設業における労働災害防止要請等（令和7年度）

業種等	ガイドライン・リーフレット等
令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について（令和7年4月） ※ 【公社工事発注機関】 ※ 【建設関係関係】	※ 令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る取組要綱 リーフレット集「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」 ⇒ ※ ダウンロード
建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒等による労働災害の防止について（令和8年3月） ※ 【公社工事発注機関】 ※ 【建設関係関係】	経済産業省Webサイトへ移動します： 建設工事におけるガス管損傷防止の防止について 住宅建設工事におけるガス管の検査・排気部の設置による一酸化炭素中毒事故の防止について

ここに掲載しています

〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 13階

厚生労働省東京労働局 労働基準部 安全課

地方産業安全専門官 小関 徹（おぜき とおる）

✉ : ozeki-tooru.d82@mhlw.go.jp

TEL : 03-3512-1615